

農林水産省独立行政法人評価委員会

農業技術分科会

平成27年1月19日（月）

農林水産省 農林水産技術会議事務局

午後1時31分 開会

○枝川技術政策課課長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成26年度第2回農業技術分科会を開催いたします。

開催に当たりまして、事務局より長谷部審議官からご挨拶申し上げたいと思います。

○長谷部審議官 皆様、こんにちは。大臣官房審議官の長谷部でございます。

本日は、年始の大変お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の分科会におきましては、お手元の議事次第にもございますように、退職役員の退職金にかかわる業績勘案率、それから農研機構の不要財産の国庫納付につきましてご審議いただきたいと存じます。

また、今般の独立行政法人制度改革によりまして、来年度から新たな制度がスタートいたしますので、今後の独立行政法人評価についても、ご案内させていただきます。この改革によりまして、本年度をもちまして、独立行政法人評価委員会は廃止されることが決定しております。3月31日までは、皆様には引き続き評価委員としての任をお願いいたしておりますが、残り短い期間ではございますが、どうぞ引き続きよろしく願いいたします。

委員の皆様におかれましては、各研究開発独法が、より一層効率的・効果的に業務を遂行し、農林水産業、食品産業の発展や、豊かで健康的な国民生活に寄与するすぐれた業績を上げることができるよう、幅広い視点からご検討いただきますようお願いいたします。

簡単ではございますが、私からの冒頭のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○枝川技術政策課課長補佐 それでは、以降の議事進行につきまして、分科会長であります齋藤委員をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○齋藤座長 本日は委員及び専門委員の皆様方、ご多忙のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

まず、事務局から本日の委員出席状況の報告と、配付資料についてのご説明をお願いいたします。

○枝川技術政策課課長補佐 本日の分科会委員の出席状況でございますが、榊田委員、瀧川専門委員、米森専門委員、田中専門委員はご予約がございまして欠席なさる旨、ご連絡いただいております。したがって、委員5名中4名、専門委員9名中6名にご出席いただいておりますことから、農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条の規定により、当分科会が成立し

ていることをご報告申し上げます。

また、本日は、長谷部審議官からのご挨拶にもありましたように、退職役員の業績勘案率（案）や、農研機構の不要財産の国庫納付に関する議事があり、その内容について説明をいただくため、農研機構から藤本理事、西村理事にご出席をいただいております。

事務局の出席につきましては、お手元の座席表をご案内いただきますことで、紹介にかえさせていただきます。

続きまして、配付資料の確認をお願いいたします。

配付資料一覧をご覧くださいまして、議事次第、出席者名簿、座席表に続きまして、資料1としまして、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の退職役員の業績勘案率（案）について」。資料2としまして、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の不要財産に係る国庫納付について」。資料3-1としまして、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」について。資料3-2「新制度と現行制度の比較」。資料3-3として、独法評価委員会と、新しく作ることになります研究開発審議会に関する審議事項の比較。資料3-4としまして、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」、及び資料3-5として、「独立行政法人の評価に関する指針」。参考資料としまして、「今後のスケジュール」でございます。また、委員の皆様におかれましては、机上配付資料として「研究開発評価参考資料集」として（独立行政法人評価関係）、緑の冊子を配付しておりますので、審議に当たりましては、随時ご参考になさっていただければと思います。

以上、資料ですが、過不足等あれば事務局にご連絡ください。

よろしいでしょうか。

○齋藤座長 本日の議題は、議事次第のとおりでございますが、委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を頂戴いただきますとともに、議事の円滑な進行にもご協力いただきたいというふうに思います。

それでは、議事次第に従って進めてまいりたいと思います。

まず議事1でございます。独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の退職役員の業績勘案率（案）についてでございます。

初めに事務局から、各分科会でやる作業の位置づけをご説明いただきます。

○枝川技術政策課課長補佐 資料1をご覧ください。独立行政法人の役員退職金の支給に関する業務勘案率につきましては、緑の冊子の260ページになりますけれども、平成15年12月19日、閣議決定により評価委員会が決定することとされております。

業務勘案率につきましては、お手元の参考資料、緑の冊子の255ページから274ページにかけて関係規定の資料を掲載しておりますが、具体的には256ページの上に記載している式により、退職役員の在職期間に対応する年度業績実績評価をもとに算出しました基本業績勘案率を基礎として258ページ、259ページにあります退職役員の考え方により、当該退職役員の特段の個人業績等がある場合には、これを考慮することとされております。

決定のプロセスにつきましては、256ページの2. 評価委員会における決定をご覧ください。まず府省の評価委員会で案を決定後、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会、通称政独委に案を通知します。政独委では、府省評価委員会に対して意見を提出し、それを踏まえて業務勘案率が決定されます。今般、農研機構から理事長、副理事長、理事、監事各1名ずつ計4名の業績勘案率（案）が提出されております。

○齋藤座長 本日は、藤本理事から該当役員の業績勘案率について、4名まとめてご説明いただきます。その後、質疑応答させていただくといたしますので、よろしく申し上げます。

では、ご説明をお願いいたします。

○藤本理事 農研機構で総務を担当しております理事の藤本でございます。

本日は、昨年3月31日付をもちまして当機構を退職いたしました4名の役員につきまして、在職期間の業績勘案率をご決定いただきたく、ご説明をさせていただきます。それでは座って説明をさせていただきます。

ただいま枝川補佐からご説明がありましたとおり、この分科会で独法の役員の業績勘案率をご決定いただくことになっております。本日ご審議をいただく4名の役員でございますけれども、前理事長の堀江、それから前副理事長の米山、前理事の大川、そして前監事の小林の4名でございます。

4名の業績を表でご説明する前に、任期中の農研機構の業務分担について簡単に触れさせていただきます。

農研機構は、平成15年に生物系特定産業技術研究推進機構と統合いたしましたことから、外部機関に対するファンディングという業務もしてまいったものでございます。特にこの4名が役員をしていました期間につきましては、競争的資金の配分を業務として任されておりました。そのためファンディングをする、お金を配る機関と、それから研究機関としてファンディングを受ける機関、この間で不透明な配分が行われないように、ファンディングをする機関であります生物系特定産業技術研究支援センターと、それからファンディングを受ける機関、いわゆるつくばにある研究所を担当するそれぞれの役員の間は、業務の重複がないように、また

明確な上下関係がないようにというようなファイアウォールを設けて業務を行っておったわけでございます。

今日ご説明をいたします4名の役員のうち、堀江前理事長は全体を総理するというところでございますけれども、研究所側の理事長として担当しておりました。

米山前副理事長と大川理事は、いわゆるファンディング側の生研センターの担当ということでございまして、米山副理事長が機構を代表して生研センターの業務が執行できるように措置をされておったものでございます。小林監事は、機構全体を監事として見ていただいたと、そういう状況でございます。

それでは4名の業績勘案率について、資料1に基づきましてご説明を申し上げます。

まず前理事長の堀江でございます。2ページをご覧くださいと思います。

当機構として、業績勘案率0.9という案を提示させていただいております。これにつきまして、その表に基づいてご説明をいたしますが、まず基本業績勘案率1.0に法人業績を勘案して加算する率というものについてはゼロといたしております。これは、後ろに細かい横表がついておりますけれども、例えば5ページあたりから表がついておりますけれども、各事業年度とも法人の業務実績評価はA評価というふうにされております。この間、年度計画に基づいて、業務が滞りなく行われてきたということでございますので、加減算に当たらないということで、率を0.0とさせていただいたものでございます。

続きまして、個人業績を勘案して加減算する率というものを、マイナス0.1というふうに提案させていただいております。この中身について少しご説明したいと思います。この2ページ目の下から4行目、堀江前理事長におかれましては、研究組織をフラットな研究チーム制を機動させるということで、全ての研究拠点に直接出向かれて、研究達成目標を共有する。そして、次のページにまいりますけれども、社会へ貢献する組織としての基礎を固めたということでございます。

また、顕著な研究業績を上げた研究職員を表彰するというような事業も創設いただきまして、業務の活性化を図ってまいったということでございます。

また第3期中期計画の開始に当たっては、次のパラグラフでございますが、新たに研究所横断的なプログラムプロジェクト制というものをスタートさせております。これは現在も、この研究プログラムは横断的に、また職員、施設・資源といった管理は研究領域という縦割りにというようなマトリクス型の研究推進管理体制、これを現在も我が機構では採用してございまして、さらに次期中期計画に当たっては、このマトリクス型の研究マネジメント体制を発展させよ

うと、この基礎を作ったのが堀江前理事長でございます。

また、もう少し下のところに出てまいります、口蹄疫、それから東日本大震災といった、堀江前理事長の任期中には緊急の事案が出てまいりました。こういったときに、速やかに対策本部を立ち上げて職員・予算を集中して投じるなど、機動的にご対応いただいたということで、農研機構としての社会的使命を果たしてきたわけでございます。

さらに次の独立行政法人整理合理化計画のパラグラフでございますけれども、不断の事務・事業の見直し、これは政権がいろいろ変わったということもございまして、法人統合の動きもいろいろと紆余曲折を迎えておりました。そういった中で、法人統合に向けた検討を主導されてきたということでございます。

一方で、その下のところでございますが、まず人件費の目標というものが独立行政法人には課せられておりました。中期計画で「平成23年度においては、17年度と比較して6%以上削減を行う」ということとされておりましたけれども、人件費の達成が5.6%ということで未達成であったということ。それから次のパラグラフに出てまいります特定毒物、向精神薬等について、それぞれ関係する法律に基づく適切な管理がなされていないというような研究所がございまして、所管省からかなりご指摘をいただいたということもございます。

さらに次のパラグラフに出てまいりますけれども、カルタヘナ法に基づく適切な拡散防止措置がとられなければならない、この遺伝子組換えの実験でございますけれども、これが適切に拡散防止措置がとられていなかった。また、ライセンスのないソフトウェアが職員間で非常に流布していたというようなことがございます。

そして、次のページの上から4行目ぐらいのところに「加えて」とございましてけれども、植物防疫法に違反して、種子を海外から輸入していると、そういった事例も判明したところでございます。

そして、次のパラグラフに「平成25年10月には」というパラグラフがございましてけれども、年末に公表させていただき、新聞等で報道されましたので、ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、国税当局の税務調査に端を発した不正経理問題というものが世の中に明らかになってまいりまして、特に預け金という少し古典的な手法ではございましたけれども、そういった不正経理が続いていて、当機構だけで5億円ほどの不正経理が見つかったというようなこともございました。こうした不祥事が多数、実は在任期間中にあったということもございまして、こういう不祥事があったときの他法人の業績勘案率も参考にさせていただきました。そういったことで、マイナス0.1というご提案をさせていただいているところでござい

す。

以上、堀江前理事長の説明でございます。

続きまして、米山副理事長のご説明にまいります。説明のページは13ページでございます。

米山副理事長の基本業績勘案率及び法人業績を勘案して加算する率につきましては、堀江前理事長と同様 1.0 または 0.0 ということしております。個人業績を勘案して加算する率でございますけれども、当機構からは 0.0 という数字でご提案を申し上げております。

最初に申し上げましたとおり、米山副理事長は生物系特定産業技術研究支援センター、生研センターと我々は呼んでおりますけれども、この業務であります民間研究促進業務、それにあと特例業務と基礎的研究業務、さらに農業機械化促進業務の組織運営を遂行してまいりました。

14 ページにまいりたいと思いますが、上から続きのその次のパラグラフには「生研センターの」というところがございます。ここで民間研究促進業務、これにつきましては、平成 23 年度から新規募集を中止したのでございますけれども、この民間実用化研究促進事業、この中で、研究課題で、売上げが立った場合には、その売上げ納付をしていただくという制度でございますが、この売上げ納付について、売上げを計画しながら売上げのないという方がございました。

したがって、目標の納付件数 100% というのは達成できなかったということでございますけれども、この売上げ納付額の追跡調査の実施や事後の試験、こういったものについて指導を行い、納付の向上に努めてこられたということになっております。

それから特例業務、この特例業務というのは、昔、生研機構と言っていたときに研究会社を設立いたしましたして、そこに投資または融資という形でお金を出してございました。その投資が株式という形で、その機構に投資したわけでありまして、それを最終的に処分して、回収するなり、それから融資という形で出ていっているものを返していただくという、どちらかという後片づけをしている業務なのでございますけれども、これにつきましても、そのパラグラフの下のほうにございますが、株式の売却また会社の清算などの手続を進めまして、平成 26 年度の処分完了に向けて目処を付けられております。

その次のパラグラフ、また 27 年度までに「融資事業」を廃止するということになっておりますけれども、これにつきましても、貸付金の着実な回収に努めて、産業投資特別会計からの借入金を 24 年度に完済する。また、貸付金のあった 1 社についても、26 年度中の回収に目処を付けたということになってございます。この業務は、28 年 3 月、27 年度をもって終わることですのでございますので、その終期までにこの終わりの目処を付けたということござい

す。

さらに次の基礎的研究業務では、これはこの基礎的研究業務というのは、これがいわゆる競争的資金としての配分をしていたのでございますけれども、この農林水産省からいただいておりますお金を使ったこの競争的資金、非常に倍率が高い、そういう業務でございました。

したがって、お金の増えない中でどうやったらたくさんの希望の会社の方に研究資金を配ることができるかということに腐心されまして、できるだけ多くの会社に事業への参画可能になるように、いわゆるここに書いてあります多段階選抜方式を 23 年度から全ての事業に拡大するというやり方で多くの事業者に参画が可能になるように措置をしていただいたということになっております。

さらに農業機械化促進業務、次のパラグラフでございまして、5 行ぐらい下に書いてございます震災対応での除染技術の開発、こういったことに向けた民間企業が機構内研究所の連携の取組を率先して推進するなど、機械化業務も的確にご指示をいただいたということでございます。

こうしたことから年度計画に基づいて、この生研センター側の業務はなされてきたと判断いたしまして、今回の評価の対象となる期間において加減算をするということには至らないと判断させていただいたものでございます。個人業績を勘案する加算減算率としては、0.0 ということにさせていただきたいというご提案でございます。

次に、大川理事にまいりたいと思います。資料は 19 ページでございまして。

大川理事も最初に申し上げましたとおり、基礎的研究業務を担当する理事としてご勤務いただきました。19 ページのところでございますとおり、基本業績勘案率そして法人業績勘案率につきましては 1.0 及び 0.0 ということでございます。個人業績を勘案して加減算する率でございまして、先ほど米山前副理事長のところでお話を申し上げました、いわゆる生研センター側の研究資金配分事業、これを担当しておりましたので、先ほど副理事長のところでもお話を申し上げましたところでございますけれども、非常に倍率の高かった競争的資金、これを多くの事業者の参画が可能となるように措置したというところでございます。

次の 20 ページにかかるところでございますけれども、この基礎的研究業務でございますこの競争的資金でございますけれども、これは実は、独法の事務・事業の見直しの基本方針というのが平成 22 年度に閣議決定されまして、その際に自分のところの資金配分を止めなさいというご指摘をいただいたということでございます。

これは最初に申し上げました生研センター側と、それからつくばの研究所側でファイアウォ

ールを持っているということを示したことでございますけれども、実際には 23 年度の新規採択から農研機構の内部研究機関への資金配分はできなくなったというような状況でございます。つくば側にとってはお金がもらえないということで、大変なことだったのでございますけれども、これは生研センターとつくばの研究所との間でうまく調整され、この資金配分を廃止されたと、こういうところが大川理事のご功績ということでございます。

それから次のパラグラフでございますけれども、これは先ほど副理事長のところでもお話を申し上げました、できるだけたくさんの業者の方にご参画いただく、競争的資金に参画させるということで、イノベーション創出事業の採択率、これを上げるために少額課題枠というものを設定いたしまして、たくさんの方に参画ができるようにというようなことに貢献していただいたわけでございます。

このイノベーション創出事業でございますけれども、実は平成 25 年度をもって廃止ということになっております。この廃止された事業でございますけれども、そのときにはまだ研究が続いておりましたので、この競争的資金の事業は農林水産省みずからが行うとされましたので、農林水産省に対してこれの円滑な引き継ぎを行っていただけるように、これも研究が継続できるようにということで、大川理事は農林水産省に対して円滑な移管を措置していただいたということでございます。

こういったことから、大川理事の個人業績を勘案する加減算率については、0.0 というご提案をさせていただいているところでございます。

最後に小林監事についてご説明を申し上げます。資料は 26 ページでございます。

基本業績勘案率、法人業績勘案率につきましては、ほかの 3 名と同様、1.0 及び 0.0 とさせていただいておりますけれども、個人業績を勘案して加算する加減算率ということについて、マイナス 0.1 のご提案をさせていただいております。

非常に厳しい数字でご提案させていただいているのでございますけれども、小林監事、これは監事でいらっしゃるのです、法人運営の適正かつ効率的な運営、また会計に関する事務処理、そういったものが法令その他の規定に従い適正に行われているかどうか、ということの監査をするという業務に当たってこられました。

監事としては、その 26 ページの下から 4 行目のところのパラグラフでございますけれども、いろいろな不適切な管理などの案件に対して、監事監査の講評等を通じて、リスク管理の取組の必要性を経営者側、理事長、理事側に要請がありました。これに基づいてリスクマネジメントシステムの今のリスクマネジメント、これの基礎を作り上げられたということでございます。

これは引き続き現在に至るまで、現在の監事からもこのリスクマネジメントについて、再三にわたってご指摘、ご指導いただいているというような状況でございます。

また、次のページにまいります、上から二つ目の「このほか」の параグラフで、いわゆる委託契約やコンソーシアム契約、こういった民間企業との契約が増えてまいりましたので、こういった民間企業と契約するに当たってのリスクに応じた与信管理の仕組み、こういったものも導入するように要請されまして、これも与信管理が適切に実施されるように、このように措置されておるところでございます。

ただ、理事長のところでご説明を申し上げましたとおり、平成 25 年 10 月の国税当局の税務調査に端を発しました不正経理、これはやはり非常に大きな金額、これは 5 億円を超えるような、そういった金額が預け金等の研究経理としては非常に悪質と言われておりますけれども、こういった不正経理の事例を看過したということと言われるそしりは免れないということもございましたので、監事というのは、監査をしていただく中で我々が資料を出すということでございますので、監事には大変厳しい数字を申し上げるようでございますけれども、私どもとしてはマイナス 0.1 ということで、点をさせていただきたいということでございます。

以上 4 名についてのご説明でございます。よろしくご決定のほどお願いしたいと思います。
○齋藤座長 ありがとうございます。

では、ただいま説明ありました 4 名の役員の業績勘案率（案）についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

私からなのですが、誰が責任をとるかという問題もございます。それで、先ほど説明ありました年末に特に朝日新聞等からもご指摘があった点、不正経理等の問題、これにつきましては、堀江前理事長と小林前監事、お二人にそれなりに責任がいくということで、文章につきましては、先ほど 4 ページ目の文言と、それと小林前監事についての文言、最後のほうにあります。これは同じ文章になっております。ということです。

皆さんご意見、ご質問ございますでしょうか。

○荒牧委員 そもそものご質問なのですが、この 0.1 の業績勘案率が下がることで、もちろん個人の基本給が違うので、違ってくると思うのですが、この 0.1 が下がることによって、おおむねどの程度の影響額があるのかという、重要性を知りたいのですが。

○齋藤座長 影響というのは。

○荒牧委員 結局この 0.1 下げるか、そのままにするかということを議論するに当たって、それがどの程度のインパクトがあるのかが、私、わかっていないので。金額というか。

○齋藤座長 個人的な金額ではなくて、組織的なインパクトですか。

○荒牧委員 いや、一応、個人の細かくなっていいのですけれども、もちろん人によって一人一人違うと思うので。ただ、どのぐらいの重要性について、今、議論しているのかがわかっていないと、どこまで詰める必要があるのか。数百万の違いなのですか。どうなのですか。

○齋藤座長 これはどなたがご説明いただけますか。

○藤本理事 個人的な数字でございますので、あれなのですけれども、この場限りということにしておいていただければと思いますが、退職日における俸給月額かける在職月数かける100分の12.5かける100分の92かける業績勘案率ということになりまして、最後0.9ですので、1割効いてくる。全て0.9とかけますと、必ず1割効いてくるということなのでございます。

(おおよその金額について説明)

○荒牧委員 その辺を知りたかったので。わかりました。

○齋藤座長 ほかにどうでしょうか。一回もう既に退職している方等がありますので。

○大西委員 私も実は年末か11月の新聞を見て驚いたのですけれども、実際にこの過去の例えばこういう、後でも配られたようなのですけれども、それを見ても、これ、不祥事に対する評価の比率というのは、大体このマイナス0.1が適切かどうかというのは判断ができなかったので、何かそういう事例はないですね、というのと、さっき金額で例えばマイナス5億円という、そういう被害額によって何か点数が変わってくるのかとか、要はマイナス0.1の根拠みたいなところって、何か示唆するものがあれば教えていただきたい。

○齋藤座長 一つ過去のこの種の不祥事についての責任のとり方について、何か多少のものがあるのでしょうか。本来であれば、もっといろいろな形でとりようがあるかと思いますが、理事長そのものまで責任をとるというのは、一般的かどうかということもあるかもしれません。答えられる範囲で、もちろん結構です。

○藤本理事 いろいろな独立行政法人のいわゆる個人業績勘案率というのを調べさせていただいたのでございますけれども、もともと不正経理を働いたという独法がそんなにたくさんあるわけではありませぬので、それほど前例がこうだというようなことではないのですけれども、いろいろと不祥事がありました独法を調べさせていただきました。

特定の名前を挙げるのはどうかと思いますが、放医研という独立行政法人がございまして、これを今回参考にさせていただきましたが、この団体は、やはりこういう不正経理による不祥事ということで、当時の理事長及び監事の個人業績勘案率を0.1下げられるというような事例がございました。

また、ほかの独法でも理事長、理事、それから監事という、それぞれ皆さんばらばらに任期がございまして、一斉にお辞めになっているわけではないのですけれども、基本的に下げる場合には0.1マイナスという事例がほとんどでございまして、私が調べさせていただいた中には、マイナス0.2というところと、それから0.5を超えてプラスマイナスした場合には手続きがちょっと大きくなってしまいますのですけれども、0.5マイナスという事例が一つあったと記憶してございます。

それで、今回の、幾らだから幾らとか、そういった細かい積算があつてマイナス0.1にしたわけではなく、特に理事長については、この期間中に、例えば農林水産省の独法でありながら、農林水産省の法律を守っていなかったような研究者が多数いたとか、それから、これだけ平成20年前後に不正経理について大学等がいろいろな処分をしたにもかかわらず、それをきっちり調査していなかったとか、こういったこともございましたので、大変厳しい案ではございますけれども、0.1のマイナスということでご提案をさせていただいているということでございます。

○齋藤座長 どうでしょうか。よろしいでしょうか。

○大西委員 あともう一点だけ、すみません。

今回、退職金のこの換算のためのあれなのですけれども、通常の場合はこの不祥事があつた場合、今まで折々のこういう評価の中で、その部分を見て、最終的に例の点数をつけていたというふうに思うのですけれども、そのあたり本来、毎年でやるべき不祥事の部分と、それから今回、トータルで退職金の評価をするときのこの0.1つて、両方、意味合いから考えると、偶然このときに重なったからこうだということと言えるのか、そこが。というのは毎年毎年、一定、不祥事が発生したときに、それはそれで、前回も何か評価を下げたような記憶があるのですけれども、それとの整合性というのですか、退職金のときの評価の率の部分との整合性みたいなというのは、特に問題ないのでしょうか。

要するにちょうどこの時期にかかったから、こうなのだけれども、このことが際立って見えるのだけれども、本来この評価というのは、要するに勤続年数の間での部分での評価なので、直近に起こったから非常に不利になっているとか、そういうことはないのでしょうかという、そういうような意味合いなのです。

○藤本理事 特に、今回の植防法なり、それから不正経理なりというのは、今回、非常に顕在化してきたということで、主に平成18年、19年、20年、21年と厳しくなっておりますので、それ以前のところが非常に多くなっております。また21年に厳しくしてから、まだ続けていた

研究所があったというようなこともあって、実は毎年の、本来であれば、毎年、そういうことが不正経理をしていけば、それがわかっていけば、その時点でしっかりと処分するなり、それからそれを勘案した独法の評価というのがされているべきだと思いますけれども、実際に今までこの昔の不正経理について顕在化してこなかったということもあります。

その時点で見逃していたということもございますので、この在職中の期間中には、そういった評価が十分にされていなかったということから、まとめてといたら厳しいのですけれども、こういう評価をご提案させていただかざるを得なかったということもございます。

○齋藤座長　ほかにどうでしょうか。

○渡邊専門委員　この緑の冊子の258ページに、個人業績はマイナスが0.1であると書いてあるので、それ以上下げるといことはないのだなということには理解しておりますし、いろいろ大変な中、各理事、理事長も対応されてきたのだなということをおもひまして、今回の結論はご提案0.1のマイナス、理事長、監事0.1のマイナスということに対して、私は特段意見はありませんが、たまたま恐らくこれは21年から25年に起きた5億円のプール金というのですか預け金、ちょうどフィットしている在職期間と申しますか、これが問題なかったのだらうと思うのですけれども、もしこれが少し別の理事、理事長にまたがって起きていた場合、さかのぼって、もう退職されて業績勘案率がもう確定した方に対しても、また何か考えるということはあるのでしょうかというのが質問です。

そういう規定はないのかもしれませんが、今回は期間と在職期間というか、事件が起きたことが何か重なっているからいいのかなと思うのですけれども、そこのところはいかがでしょうか。

○松尾技術政策課長　こちらからお答えいたします。

先ほどの大西委員のお話とも重なるのだと思いますけれども、今回、このお話が発覚したところで、昨年していただきました25年度の評価を変えることはできないということになってございます。

これと同じでございまして、一度払ってしまった退職金について、やはりそのころ、具体的に申し上げれば監事は少しかすっている方も、小林監事の前の方はかすっているということで、同じような扱いになるかということ、そうはならないということとございまして、これはやはり評価のタイミング、期間と1年ずれた、理事長、理事の任期とのずれみたいなのが出てしまったということでもあります。

そのかすった方がどうなるかということについては、これはもう独法内部の問題で処理をし

ていただくしかないのかなということだと思います。

大西委員、もしかしておっしゃりたいことは、これが今回出ていなかったら、堀江理事長は0.9でいかなかったのではないかということをおっしゃったのかと思うのですが、それは、タイミングはタイミングということで処理するということだと思います。

○齋藤座長 ちょっとあれなのですけれども、タイミングの問題が随分効いているのですね。過去にそんな責任を抱えた方がいらっしゃるはずなのですが、とっくにやめていらっしゃる。そこからもう一回お金をここで評価し直すということがなかなかできないという判断でございます。よろしいでしょうか。ほかにご意見。

それでは本件に関する取りまとめをしたいということでございますが、一応本件については、分科会での決定としましては、案のとおりでよろしいということで、よろしいですね。

では、そういうことで決定します。

では次でございます。続きまして議事2でございます。独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の不要財産にかかわる国庫納付についてでございます。初めに事務局より説明をお願いいたします。

○枝川技術政策課課長補佐 独立行政法人通則法第46条の2第1項により、独立行政法人は不要財産にあつて政府から出資または支出に係るものについては、遅滞なく主務大臣の認可を受けて、これを国庫納付するものとされております。主務大臣はこの認可をしようとするときは、同条第5項において、あらかじめ独法評価委員会の意見を聴かなければならないとされております。

このたび農研機構より、不要財産の国庫納付に関する認可申請が1件提出されており、大臣による認可にあつては、その内容について評価委員会のご意見を頂戴したいと存じます。なお、先ほどの案件と同様、当案件の意見決定の経緯につきましては、農林水産省独立行政法人評価委員会親委員会から当分科会に委任されております。

それでは農研機構よりご説明をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○藤本理事 それでは引き続きましてご説明させていただきます。

資料2に基づいてご説明をいたしますが、1枚めくっていただきまして、私どもから農林水産大臣宛てに「政府出資等に係る不要財産の国庫納付申請について」という文書を出させていただいております。これに基づきまして、ご説明をさせていただきます。

この文章の記に書いてございますとおり、今回、処分の認可を受けようとするという財産は、鴻巣にございます旧宿舎用地でございます。これを土地等の現物納付という形でお返しし

たいというような申請でございます。

この財産は、現在、農業機械化促進業務勘定に属するものでございます。それで次のページをご覧ください。不要の理由でございます。2のところでは不要の理由、財産の内容は後でご説明いたしますが、主に土地と考えていただいて結構なのですけれども、2の不要の理由のところに書いてありますとおり、この鴻巣用地、これはもともと機械化勘定の中に入っているものでございますが、附属農場の宿舎が建っております、その宿舎を解体撤去した後、農業機械等の研究資料の保管場所として使ってまいりました。そういう意味では、土地の中に一つ大きな建物が建っていると、こういうところだったのですけれども、中に入っております研究資料について、これを埼玉・大宮にございます生研センターの、いわゆる昔の機械化研究所の本部で行えるように措置をしてまいりました。

そういったことから、中に入っております農業機械等の展示物、こういったものも全て大宮に移管してございます。その後、研究業務での使用予定がありません。そういったことから、通則法の条項に基づきまして、不要財産として国庫納付するというものでございます。

次のページ、4ページのところに細長い横表が書いてございますけれども、これは主に土地でございます。土地に倉庫が建っております、建物が建っております。それに門と囲いがついていてというような、そういうものでございます。簿価の価格は、今の数量のところでございます、土地611.29平方メートル、これが4,400万円ほどの簿価になっております。

これはもともと独法設立時には、生研センターの前身の先ほどちょっと申し上げました生研機構、こちらのほうから土地と囲いの現物出資もいただいておまして、その後、倉庫と門の取得をしたと、こういうものでございます。

これは国庫納付に際しまして、本来であればお金に換えてから納付しろということと言われることもあるのでございますけれども、関東財務局に現地調査を行っていただきまして、倉庫、構築物はそのままの形で取り壊しを行わずに、現状で納付していいですよということになりましたので、現状のまま現状納付させていただけるということになりました。

申請時の帳簿価格につきましては、理財局の定める手続によって算定していただきまして、今回の申請内容になっております。

以上、簡単ではございますけれども、今回、不要財産として国庫にお返しする、その内容についてのご説明でございます。

○齋藤座長 ありがとうございます。

では、ただいまご説明ありました農研機構の不要財産の国庫納付についてでございますけれ

ども、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

説明だとあまり価値がないようなところがあるようでございますけれども。どうでしょうか。よろしいですか。あえて国庫納付というのを、もうちょっと説明いただいたほうがいいのかもありませんね。

○藤本理事 実は、研究用として使わなければならない、例えばうちの大きな農業用の研究所でございますので、大きな圃場を持っております。こういった圃場については、無くなりますと研究ができなくなりますので、例えば道路を作るとか、そういうところで、この土地をよこせと言われた場合には、どこか別の代替施設がないと研究できなくなります。

こういったものは、実は重要な財産として、別のところに同じような施設を作るということが認められます。

したがって、本当に研究用の施設として価値のある、また我々として必要性のあるものを、例えば「ここは閉鎖しなさい」とか「ここは売ってください」とか、いろいろなことがあって閉鎖をしたり売却をしたりする場合には、別のところでその機能をしっかり発揮させなければならないという意味で、売ったお金は別の施設の整備に使ってもいいことになっております。

今回の場合には、これは宿舍用地でございまして、基本的には研究用の土地ではありませんでした。実際に、昔のいわゆる農業機械の古いものの保存に使っていたということでございまして、この土地自身は研究用の業務としてはあまり使われていない、土地としては非常に、鴻巣の住宅地の真ん中ですので、結構いい土地だとは思いますが、研究用の土地としては、あまりそういう意味では価値のない土地でございまして、こういったものは不要財産ということになります。

この不要財産については、我々は国から出資を受けた財産でございまして、要らなくなった場合には、必要なものは国にお返しして、その分だけ出資額を減資していただくという作業になっております。

そういう意味で、本来であれば、お金で売ってそれをお金で返してくださいと言われることが財務省からは多いのでございますけれども、今回の土地については、このまま返してもいいよというような、財務省からは現物納付で構わないということをおっしゃったので、そのようにお返しさせていただければと思っているところでございます。

○齋藤座長 大分わかりやすい説明をしていただきました。何かそれに対する質疑応答ございますか。よろしいですか。

○荒牧委員 ありがとうございます。

今、出資の分を減額するという話があったのですけれども、その金額もこの取得額の4,400万になるのですか。

○齋藤会計課長 減資額ですね。減資額については出資額になります。

○荒牧委員 減損額もこちらで計上しているのですよね。

○齋藤会計課長 今、精査を進めています。

○荒牧委員 これはこれからする金額なのですね。

○齋藤会計課長 さようでございます。

○荒牧委員 では、実際はこの直近の帳簿価額から減損額を差し引いた3,780万ぐらいで申請され、減資もされるという理解でよろしいですね。

○齋藤会計課長 そうです。減損した額がこれになるということです。

○荒牧委員 わかりました。ありがとうございます。

○齋藤座長 ほかにどなたかいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

では本件についても取りまとめていきたいと思えます。評価委員会からは農林水産大臣への提出する意見としては、基本的に異存なしとして、文章表現等は私に一任させていただきたいということでございますが、よろしいでしょうか。

それではこのような扱いをすとして、文章表現等を踏まえた上で、当委員会から農林水産大臣に提出するというふうにさせていただきます。

それでは続きまして、議事3でございます。今後の独立行政法人の評価についてでございます。これは事務局から報告いただきます。

○枝川技術政策課課長補佐 資料3に入る前に、ここにつきましては、独法の方々には退席していただいても結構ですので、よろしく申し上げます。

(農研機構退席)

○枝川技術政策課課長補佐 それでは資料3の説明をさせていただきます。

平成27年度の4月以降、独法評価制度の改正に伴いまして、評価体制が新制度に入ります。資料3-1をご覧ください。独法通則法の改正の指針に従いまして、説明させていただきます。

現状では、これまで主務大臣の目標策定に対して、政府共通的な基準がなく、各府省の独法評価委員会が定める独自の評価基準に基づき評価が実施されてまいりました。

こうした現状の課題として、目標が観念的、抽象的かつ総花的であるとか、評価の統一性がないというようなこともありまして、実効性の高い目標の管理とか評価の仕組みが不十分と指

摘されました。

それを踏まえて、今回の通則法改正では、主務大臣が目標策定に加えて評価も実施するということ变为ります。総務大臣が目標策定、評価に関する政府統一的な指針ということで定めるといことになりまして、お手元の資料には分厚いもので資料3-4と資料3-5といことでご用意させていただいておりますが、昨年9月2日総務大臣決定といこと、各省統一して目標の策定に関する指針と、評価に関する指針とい手引書ができております。

今回の通則法の改正では、資料3-2にございます、これは新制度と現行制度の比較といこと、評価関係にございますけれども、大きくは現行制度から、独法評価委員の制度から評価主体が主務大臣变为る。評価対象につきましても、今までは独立行政法人一本であったものを法人の性格に応じて3分類化をしている。研究開発法人につきましても、国立研究開発法人とい位置づけになって対応していくことになりまして。

また、評価の区分なのですけれども、従前は年度評価と期間実績評価といこと、毎年度の実績評価と、期間終了後にしていたものが、新制度では中長期目標期間評価とい中で、①の見込み評価、これは目標期間の最終年度に、5年であれば4年が終わった段階で、4年間の実績と残り1年間の業務の達成見込みも含めて評価するといことを行って、さらに従前行った期間実績評価と同じで、目標期間終了後にも評価が行われます。

それと評価基準ですけれども、各省独自の評価基準で定めていました。当省評価委員会の場合はS A B C Dの5段階で、Aが標準とい形でした。新制度では、同じく評定項目はS A B C D、と5段階といことには変わないのですが、従前、Aが標準だったものを今後はBが標準といことになりまして。

また、評価の視点につきましても、現行では中期目標（計画）の達成状況（業務の進捗状況）に着目して評価していたものが、新たな評価の視点におきましても、研究開発成果の最大化に向けた取組状況について、中長期目標に対して評価軸、評価の視点といことになりまして、それを定めて評価するといことになりまして。

基本的に評価軸は次のページに、※4といこと記載されておりますが、評価軸が例えば科学的・技術的観点、社会的・経済的観点、国際的観点、時間的観点、妥当性の観点、マネジメントの観点、政策的観点を踏まえて、主務大臣が中期目標を策定時に設定するものであり、研究開発の事務・事業を評価する際に重要な視点となるといものです。基本的に研究開発法人の評価軸、評価の視点は各国立研究開発法人の使命とか、あと個別の目標に対して中長期目標、計画の策定に対して主務大臣が国立研究開発法人と、研究開発に関する審議会の確認を踏

まえて、適正なものを設定するということになります。今後、27年度に研究開発審議会を設定しまして、大臣と各研究独法と協議した上で、最後は研究開発に関する審議会に意見を聴いて設定するということになります。

次のページ、4ページに評価軸の例ということで、例えば大評価軸ということで、(A)法人の使命、個別目標に照らした成果が達成されているかということの中で、中課題軸、評価の視点ということで、例えば科学的・技術的視点であれば、成果、取組の科学的意義ということで、独創性、革新性、先導性、発展性と十分に大きいものであるかどうかというような形、ほかには時間的観点であれば成果、取組が期待された時期に適正な形で創出されているかというような形で、研究課題に対して適切な評価軸を選択して、定めていくというような形になります。

資料3-3になりますけれども、資料3-3につきましては、独法評価委員会と今後の4月以降設置されます研究開発審議会の審議事項の比較というものを整理させていただきました。

一番上の上段のところ、目標と評価に関しては、今まで独法評価委員会が評価の主体であり、目標策定や計画の認可について、主務大臣に対して意見を述べてきましたが、一方、新しくできる審議会については、評価についても意見を述べるのみとなっております、評価の主体は基本的に主務大臣になるということになっております。

また中段、不要財産等の認可等については、これまで審議していただきましたように、主務大臣が独法評価委員会に対して意見を聴くとされておりましたが、今後は、研究開発に関する審議会に対しては意見を聴く必要が、法令上の規定は明記されておられません。

簡単に、27年4月以降に始まる新制度の概要の説明をさせていただきましたが、何かご質問等あればよろしくお願いたします。

○齋藤座長 どうもありがとうございます。

私から追加してお話しさせていただきますと、私、夏あたりからこの内閣府の総合科学技術・イノベーション会議、こちらに入っております。それでなぜかということ、農業関係がいなかったということで入れられてしまったらしいのですが、基本的には資料3-1にありますように、政府全体としての評価の統一性という、ここはかなり軸が移ってきて、研究成果というものをよってマネジメントしていこうという、政策的にも、その視点が非常に強まっているなという感じがいたしました。

3に入っておりますが、研究開発成果の最大化です。特にこの中に①から⑤までありますけれども、大学・民間企業等の他機関との連携・協力、これが入ってきております。それと5ペ

一ジ目の政策的観点からの評価軸、これはシステムの推進の必要性、科学技術イノベーション創出のためと、こういうのが入ってきている。これは総務省から出ていますけれども、多分、内閣府もこの間、これに近いものを作って出しております。

ということなので、農水省内部での議論ではなくて、統一性を持たせるということで、多分、内閣府で各省庁を超えたレベルの議論が、今、進んでおります。そういうふうなところに、今度入っていくのだろうというふうに思います。

それで実はここにありますイノベーション創出基礎的研究推進事業というのが、間もなく開かれます。今、人選をしております。ということなので、農業関係も金額がかなり多くなってきたこと、いろいろな開発関係の200億円、300億円を超えますと、そういうところで議論していかないといけないという、そのときの基本的なスタンスは、先ほど説明があったような内容であるというふうに、私は理解しております。これは私からです。

以上です。

それで、ただいま説明いただきました内容についてご質問等がございましたら、ご意見、何かありましたらということですが、どうでしょうか。

○大西委員 素朴になのですけれども、資料3-3の新たに設置される研究開発に関する審議会というのは、これはもう内閣府ベースで設置される審議会となるのですか。それともこのいわゆる農水省管轄の独法に関しての審議会ということになるのですか。

○枝川技術政策課課長補佐 各省ごとに研究開発審議会というものを設置します。今、特に研究開発審議会については、独法の中で研究を行っている法人のところの所管省庁が全て作る形になります。

○松尾技術政策課長 若干補足いたしますけれども、今、独法の評価委員会というのは、各局で持っている独法の評価委員会は、各局で作られています。研究開発をもつぱら行う独立行政法人は、通則法の施行によりまして、この4月から独立行政法人農研機構というのではなくて、国立研究開発法人という冠をまず背負います。

ということで、この研究開発に関する審議会は、官房が設置することになっていまして、うちの4独法、農研機構、生物研、農環研、JIRCASに加えて、森林総研と水産総合研究センター、この六つございますけれども、その大きな事務局はうちで担うことになっておりまして、基本的な枠組みというのは、そんなに大きくは変わりませんが、評価の仕組み自体は研究、先ほど分科会長からお話がありました研究開発の成果の最大化という視点で、きちっと見ていくという形になります、ということでございます。

○大西委員 以前も、私も委員になったことがあるのですけれども、要は農研機構なら農研機構なりの評価委員というのが、あれはどちらかというところ、ユーザーとしての農業者とか、それから国民とかマスコミの方とかというような観点で、評価をやっていたのですけれども、あれはあれで、あれはもう同じく廃止されるのですか。

○松尾技術政策課長 あれは自己評価を行うための評価委員会でございますので、こちらの枠組みとは大きくというか、リンクしているわけではないということなのです。

○大西委員 では新しく作る。

○松尾技術政策課長 はい。

○齋藤座長 ほかにいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

では最後に事務局から連絡があれば、お願いいたします。

○枝川技術政策課課長補佐 それでは、その他ということです。今後のスケジュールについてご説明いたします。

次回は26年の第3回農業技術分科会ということで、2月下旬から3月上旬、2時間程度を考えております。内容的には独立行政法人の業務方法書の変更についてと、あともう一点が独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の不要財産の国庫納付についてということで、議題については2点を考えております。

場所については、また農林水産省内の会議室ということで予定しております。次回が、独立行政法人評価委員会の技術分科会としての最後の開催となる予定でございます。

以上です。

○齋藤座長 ただいまの説明につきまして、特にご質問ございますか。よろしいですか。いいですね。

では今後の予定につきましては、以上のとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。

それでは本日、閉会でございますが、予定しておりました議事は全て終わりました。本日の会議につきましては、議事録、資料を公開させていただきます。議事録につきましては、事務局で作成して、委員の皆様にご覧いただくということで、その後、農林水産省のホームページで公表することにいたします。

では以上で本日の議事は終了し、議事進行は事務局にお返しいたします。

○枝川技術政策課課長補佐 齋藤分科会長、議事進行どうもありがとうございました。また委員の皆様におかれましては、お忙しい中、審議いただきましてありがとうございました。

○松尾技術政策課長 最後に私のほうから一言ご挨拶申し上げたいと思います。

予定した時間より大分早く終わりました。円滑な審議をいただきまして、まことにありがとうございます。先ほど来申し上げましたとおり、独法改革によって、この評価委員会は本年をもって終わり、廃止されるということでございます。

先ほどご案内しましたように、2月下旬から3月上旬を目処に、もう一度この分科会がございます。それが最後ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。残り少ない任期でございますけれども、いろいろお知恵を拝借したいと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○枝川技術政策課課長補佐 資料の郵送をご希望の委員におかれましては、資料の上に名札を置いていただければ郵送いたします。また不要な資料につきましては、当方で処分しますので、その場合は名札を置かずに、そのままお帰りいただいて結構です。

以上をもちまして、平成26年度第2回独法評価委員会農業技術分科会を閉会いたします。

本日はお忙しいところ、どうもありがとうございました。

午後2時49分 閉会